

平成17年8月8日

和泉市長 井坂 善行 様

和泉市個人情報保護審査会  
会長 松田 聡子

和泉市個人情報保護条例の改正について（答申）

平成17年3月28日付けで諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。  
本答申を踏まえて早期に制度改正を行い、より適正な個人情報の管理に努めていただくようお願いいたします。

記

1 改正の必要性について

条例改正の必要性について、諮問書では、国における個人情報保護の法整備に伴い、国の制度に準じた改正を行う旨と、近年の地方自治制度の改正に伴う規定の整備を行う必要があるとの見解が示されている。

本審査会としては、諮問書に示されたこれらの必要性に加えて、個人情報の漏えい事故が多発している状況や、市町村の事務が国の事務よりも住民生活に密接に関連し、取り扱う個人情報の内容も国とは異なることにかんがみ、市町村に求められる適切な個人情報の取扱いのあり方を検討し、制度に取り入れる必要があるとの認識に立ち、各諮問事項の審議を行い、本答申をまとめたものである。

2 各諮問項目に係る意見

(1) 独立行政法人等の取扱いについて

本項目は、「独立行政法人」及び「地方独立行政法人」の設立に伴い、これらを国及び地方公共団体と同等に扱う改正に関する諮問である。独立行政法人等を国及び地方公共団体と同等に扱うことによって、本条例中、第一に、事業者の責務に関する規定（条例第29条～第35条）

が独立行政法人等には適用されなくなること、第二に、本人からの開示請求に対して、市と独立行政法人等の間における依頼、協議等に係る情報や、独立行政法人等が行う許可、認可等に著しい支障を及ぼす情報については、開示しないことが認められることになる（第14条第3号・第4号）こと、第三に、市長が個人情報の取り扱いについて協力を要請する対象として独立行政法人等が含まれる（第36条）こととなる。

独立行政法人等は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務事業を行うものであり、その公共性が国又は地方公共団体に準ずるものと認められ、また、個人情報の取扱いについては、「独立行政法人」は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」により、「地方独立行政法人」は設置主体である地方公共団体の措置により、それぞれ規制されることから、これらの法人を国及び地方公共団体と同等に扱うことは妥当な措置と認められる。

なお、この改正については、独立行政法人等の根拠法の引用などを伴うため、条例の規定が複雑になることが想定されるので、別途定義規定を設けるなど、改正の内容に誤解が生じないよう考慮されることを期待する。また、現時点では和泉市による地方独立行政法人の設立予定がないことから、和泉市が設立する地方独立行政法人の責務に係る検討は行われたいとのことであるが、将来同法人を設立する場合には、条例上の実施機関に含める措置が必要と認めるものである。

## （2）個人情報を外部に提供する場合の措置について

本項目は、個人情報を外部に提供する場合に、必要に応じて、実施機関が提供の相手方に対して利用目的や方法に制限を付し、適正な取扱いを求める責務に関する諮問である。

この項目は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第9条に相当するものであり、実施機関の責務を強化するものであるから、条例にも規定を設けることが妥当であると認められる。

## （3）オンライン結合に係る保護措置について

本項目は、電子計算機をオンライン結合して個人情報の提供を行う場合であって、提供の相手方による不適正な利用等のおそれがあるときに、実施機関が相手方へ報告を求め、必要な調査を行い、その結果に応じて必要な措置を講じる責務に関する諮問である。

オンライン結合による外部提供については、相手方がその意思により市の個人情報にアクセスすることができ、特に漏えい等の危険性が高いため、本項目の必要性が認められる。また、オンライン結合による外部提供を行う際には、審査会の意見を聴いた上で、その適否を判断す

る制度になっているため(条例第10条ただし書) オンライン結合をした後において、本項目により実施機関が必要な措置を講じる場合にも、原則として審査会の意見を聴くこととする扱いが妥当である。

#### (4) 個人情報取扱事務の委託先事業者の責務について

本項目は、実施機関の個人情報取扱事務を受託した事業者に対して、個人情報の適正な管理を義務付ける規定に関する諮問である。

現在の条例では、個人情報取扱事務を委託する場合、委託契約に関する実施機関の責務と、受託事務に従事する個人の守秘義務は定められているものの、受託事業者の責務は規定されていない。個人情報取扱事務を受託する民間事業者については、「個人情報の保護に関する法律」による規制を受ける場合もあるが、事業規模が小さい場合には、同法の規制対象外になることから、受託者の責務規定の必要性が認められるものである。

受託者に課する責務の内容については、「個人情報の保護に関する法律」第20条に準じた規定を設けることが考えられるが、受託者における管理体制の不備による漏えい事故の危険性にかんがみると、当該規定では十分とは認められないため、次の事項に留意して責務規定を設けることが妥当である。

ア 責務の対象は受託者のみではなく、再委託、再々委託先事業者も含むべきである。

イ 受託者の責務として、一般的な適正管理義務として「個人情報の保護に関する法律」第20条の安全管理措置規定に相当する責務を課すほか、実施機関の承認を受けずに再委託したり、また、受託した事務にかかる個人情報を第三者へ提供したり、複写・複製することを禁止すべきである。

ウ 受託者の職員に対しては、現行条例に規定のある守秘義務のほか、具体的な禁止事項として実施機関の承認を受けずに受託した事務にかかる個人情報を第三者へ提供し、又は複写・複製することを禁止すべきである。

エ 受託者又は受託者の職員が責務規定に違反した場合に、市長が勧告すること及び氏名公表ができる旨の規定を設けるべきである。

なお、受託者がこれらの責務規定に違反した場合、上記エによる勧告及び氏名公表のほか、契約解除、損害賠償等も行ふべきである。この点については、現行条例第12条第1項の規定による実施機関の責務(契約書に契約解除、損害賠償について明記しておくこと等)を厳格に運用することにより、勧告・氏名公表と併せて、受託者に規定遵守を促し、違反行為を抑止する効力を十分に発揮させることが必要である。

#### (5) 公の施設指定管理者の責務について

本項目は、公の施設の指定管理者に対して実施機関と同様の責務を準用する旨と、指定管理者の職員に対する守秘義務を定めることに関する諮問である。

公の施設の指定管理者は、市に代わって施設を管理する団体であり、その業務の範囲は、各施設ごとに定められるものであるが、使用許可権など、本来市の権限である部分も業務の範囲に含めることが可能である。この場合、施設の利用者や、施設で行う事業の参加者の個人情報は、市ではなく指定管理者により収集され、保有されることが考えられる。これは、事務委託の場合に受託者が市の指示に基づき個人情報の取扱いをするものとは異なり、指定管理者が市の機関になり代わって、自らの判断で個人情報の取扱いをするものとなるので、受託者とは異なる個人情報の保護措置が必要である。

以上のことから、指定管理者の個人情報の保護措置については、漏えい等の事故や不適切な取扱いを防ぐという観点に加えて、本人に対する開示請求権の保障についても規定が必要と考えられ、実施機関の責務の準用という手法により、適正な管理と、開示請求等の保障を図ることが妥当であると認めるものである。また、指定管理者の職員に対する守秘義務についても、市の職員と同様の義務を課すことが妥当である。

なお、和泉市においては、平成18年度当初から指定管理者制度の導入を予定しているということであるが、条例改正を行った後には、指定管理者に実施機関と同様の責務が課されることを明確に示すため、指定管理者となるべき者や施設利用者等に十分周知することが必要である。また、福祉・医療関連施設など、個人情報のなかでも特に高度なプライバシーに属する情報を扱う施設への指定管理者制度の導入については、指定管理者の選定や運営のあり方について、個人情報保護の面から十分な検討と配慮が必要であることを付言する。

#### (6) 利用停止請求の創設について

本項目は、現行の「削除請求」を「利用停止請求」に改めることに関する諮問である。

現行の和泉市の制度では、市が保有する個人情報について本人に保障された権利として、「開示請求」、「訂正請求」及び「削除請求」があり、これら請求権以外の内容で本人が是正を求めたい場合は、「是正の申出」の制度がある。

この点については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」により請求権として認められている内容のうち、保有する必要がなくなった情報の削除を求める権利、及び条例に違反して目的外利用・外部提供されているものの利用停止を求める権利については、和泉市条

例には明文の規定がなく、「是正の申出」しかできない状況となっている。

このことから、諮問内容のとおり「削除請求」の内容を改め、「利用停止請求」とすることは、自己情報コントロール権を充実させるものであり、妥当な措置と認めるものである。

なお、この改正により、本人に保障される権利の範囲が広がり、「是正の申出」の対象範囲が減少することになるが、実施機関の個人情報の取扱いについて、広くその是正を求めることができる制度であるから、規定を存続させる意義があると認めるものである。

#### (7) 罰則の創設について

本項目は、市の職員、委託業者等の職員、個人情報保護審査会委員、不正な開示請求をした者に対する罰則を設けることに関する諮問である。

現行条例では、条例に違反した者に対する罰則は定めておらず、市の職員に対しては地方公務員法による罰則や懲戒処分などの措置により、また委託業者に対しては契約上の損害賠償などによりその責任を追及するものとなっている。しかし、国における個人情報保護の法整備において罰則が導入されたことや、個人情報の不正な取扱いにより重大な被害が生じるおそれが増している状況にかんがみ、地方公共団体においても罰則による対応に踏み込むべきと認められるものである。

なお、罰則の内容については、個人情報を保有していた主体が国の機関であるか、又は地方公共団体の機関であるかによって、同じ不正行為に対する罰の重さに軽重をつけることは合理性に欠けるため、国の制度にあわせた罰則を設けることが妥当である。

### 3 その他の意見

上記の各諮問項目に係る意見のほか、審議の結果下記の意見を付するものである。

#### (1) 複写・複製の禁止について

個人情報の漏えい事故は、絶対にあってはならないことであり、これを防ぐために万全の体制が必要であることは言うまでもない。近年の個人情報の漏えい事件をみれば、コンピュータへの不正アクセスよりもむしろ、個人情報が安易に複写・複製されて外部に流出することによる事件が多く、しかも一旦流出した個人情報について行政機関として適切な措置を講ずることができないのが現状である。そこでまず、個人情報の漏えい防止には、正当な理由のない複写・複製を禁止することが、一定の効果を発揮すると考えられる。

また、万が一漏えい事故が発生した場合に、被害の拡大を防ぐことも市の責務であることから、漏えいしたデータの回収に関しても何らかの規定が必要であると認められる。

以上のことから、市が保有する個人情報の適正管理の一環として、下記の制度を設けることが妥当と認めるものである。

ア 何人も、正当な理由なく、市の保有する個人情報を複製（再複製を含む。）してはならないこととする。

イ 何人も、上記アに違反して複製されたものを所持してはならず、譲受け、譲渡し、借受け、貸渡しもしてはならないこととする。

ウ 市長は、上記ア・イに違反する行為に対して、その中止や是正措置（流出した情報の回収など）を勧告できることとする。

エ 市長は、重大な権利利益の侵害のおそれがある場合は、上記ウの勧告に従わない者に対して、勧告に従うよう命令することができることとし、この命令に違反した者に対して罰則を設けることとする。

## （２）条例の改正手法について

今回の条例改正は、平成１１年の制度発足以来始めての大幅な改正であり、市民に対しては、利用停止請求権が新たに保障されることや、不正な手段による開示請求に罰則が課されるなどの影響があり、受託事業者に対しても、新たな責務や罰則が課されるなどの影響がある。また、実際に個人情報の取扱いに当たる市の職員については、罰則を含めて新たな責務が追加されるため、改正の趣旨や、適正な管理のために求められる事項を十分に理解することが必要となる。

条例改正の手法については、規定の追加・改正部分が多数見込まれるものであるが、市民や市内事業者への円滑な周知を図り、また担当職員による適正な運用を促すためにも、改正後の条例を理解しやすいものにする工夫が必要である。条例全体の規定の順序や、関連規定の章・節によるグループ分けなどの検討により、制度をより理解しやすいものとし、実効性のある運用を行うことを期待するものである。

## （参考）審査会の処理経過

日 付	処 理 内 容
平成 17 年 3 月 28 日	諮問書の受理 諮問内容の審議
4 月 18 日	諮問内容の審議
5 月 23 日	諮問内容の審議
8 月 8 日	答 申